世界アンチ・ドーピング規程の基本原理（世界アンチ・ドーピング規程2015,p11）

WADA, 2015

アンチ・ドーピング・プログラムの目標は、**スポーツ固有の価値**を保護することである。これは、「**スポーツの精神**」と呼ばれる。これは、**オリンピズム**の真髄でもあり、各人に自然に備わった才能を磨き上げることを通じ、人間の卓越性を追求することでもある。これにより、我々は「プレイ・トゥルー」の精神を実現する。スポーツの精神は、人間の魂、身体及び心を祝福するものであり、次に掲げる事項を含む、スポーツに内在し、スポーツを通して実現する価値に反映されている。

• 倫理観、フェアプレーと誠意

• 健康

• 卓越した競技能力

• 人格と教育

• 楽しみと喜び

• チームワーク

• 献身と真摯な取組み

• 規則・法を尊重する姿勢

• 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢

• 勇気

• 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものである。

スポーツの精神を推進することによりドーピングと戦うため、本規程は各アンチ・ドーピング機関に対し、若い世代も含む競技者及びサポートスタッフのための教育及び予防プログラムを策定し、実施することを要求する。

＜スポーツの価値－Olympic Values＞

**・自分を信じて最善の努力をし、懸命に勝利を目指そうとすること－Excellence**

**・仲間を信じること－Friendship**

**・対戦相手や仲間を尊敬すること－Respect**

**世界ドーピング防止規定**（2015.1.1改訂）**第1条　ドーピングの定義**

ドーピングとは、本規程の第 2.1 項から第2.10 項に定められた一つあるいは複数のアンチ・ドーピング規則違反が発生することをいう。

2.1 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること

2.2 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること

2.3 検体の採取の回避、拒否又は不履行

適用されるアンチ・ドーピング規則において定められた通告を受けた後に、検体の採取を回避し、又は、やむを得ない理由によることなく検体の採取を拒否し若しくはこれを履行しないこと。

2.4 居場所情報関連義務違反

検査対象者登録リストに含まれる競技者による12 ヶ月間の期間内における、「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に定義されたとおりの3 回の検査未了及び／又は提出義務違反の組み合わせ。

2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し又は不当な改変を企てること

ドーピング・コントロールの過程を妨害するものの、別途禁止方法の定義には含まれない行為。不当な改変とは、ドーピング・コントロール役職員を意図的に妨害し若しくはこれを妨害しようと企てること、アンチ・ドーピング機関に虚偽の情報を提供すること、又は、潜在的な証人を脅かし若しくは脅かすことを企てることを含むが、これに限らない。

2.6 禁止物質又は禁止方法を保有すること

2.7 禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は不正取引を企てること

2.8 競技会（時） において、競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること、又は、競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること。

2.9　違反関与

他の人によるアンチ・ドーピング規則違反の企て、または第10.12.1項の違反に関する支援、助長、援助、教唆、共謀、隠蔽、又はその他のあらゆる違反への意図的な関与。

2.10　特定の対象者との関わりの禁止

アンチ・ドーピング機関の管轄に服する競技者又はその他の人による、職務上又はスポーツと関連する立場での以下の事項に該当するサポートスタッフとの関わり。

**禁止理由・規則違反・禁止表**

□ドーピングがダメな理由は、**スポーツの価値を損なう**ためである

□**意図的ではなく不注意であっても**、ドーピング防止規則違反になる可能性がある

□禁止表とは、**禁止物質及び禁止方法**を定めたものであり、**毎年1月1日に更新**される

**医薬品・TUE・検査**

□**医薬品、漢方薬、サプリメント**には、禁止物質が含まれている可能性がある

□**治療のために**禁止物質及び禁止方法を用いる場合は、**TUE申請**をして承認を得る必要がある

□ドーピング検査対象競技者には、**権利および責務**がある

**制裁措置・RTP・心得**

□ドーピング防止規則違反が疑われる場合には**聴聞会**が開かれ、アスリートはドーピング防止規則違反の主張に対して意見などを述べる弁明の機会が与えられる

□居場所情報義務違反には**居場所情報未提出**と**検査未了**があり、いずれかが**18カ月の間に3回**累積するとドーピング防止規則違反となり、１～２年間の資格停止となる可能性がある

[日本アンチ・ドーピング機構 | Japan Anti-Doping Agency (JADA)](http://www.playtruejapan.org/)[](http://www.wada-ama.org/)□居場所情報が変わるときは、ADAMSに提出している居場所情報を常に最新の情報に**更新する必要**がある